

(5) 引率者の手配について

- 期間中、添乗員とは別に、経験豊かな同行引率者をつけること。なお、引率者の旅費及び食事代等を含む報酬については、旅行社が引率者と直接契約を終結すること。また、引率者の選定については本市教育委員会と相談、協議を行い決定すること。

(6) 安全対策と旅行傷害保険について

- ①生徒の健康と安全対策（交通事故、非常口、救命具等、貴重品保管）については、万全を期すこと。
- ②万一、病人がでた場合は、引率者または添乗員同行のもと、直ちに最寄りの病院で診察させること。
- ③診察後の研修続行についての判断は保護者、本市教育委員会、参加生徒所属学校、旅行社で相談し対処すること。
- ④旅行保険については、研修期間中、生徒及び引率者の全員にかけること。
- ⑤研修期間中に、生徒の過失により備品等の破損があった場合は、保険により補填できるプランを選定すること。
- ⑥研修期間中にけがや事故により、治療費、入院費用、保護者旅費等が生じた場合の費用については全額保険にて賄えるようにすること。
- ⑦台風や地震、自然災害等により研修行程に支障をきたす場合には、本市教育委員会、参加生徒所属学校、旅行社で相談し対処すること。また、その費用については保険で賄えるようにすること。
- ⑧欠航等による延泊やその他県外での待機期間に係る費用等についても、保険（航空機欠航補償保険）で賄えるようにすること。

(7) 旅費について

- ①費用について、那覇空港から経由地、目的地までと目的地における活動費等、目的地から那覇空港までの旅費として、研修中に追加自己負担がないようにすること。
- ②教育委員会の申し出により、行程、見学地等変更が生じた旅費の差額については、その都度、教育委員会と協議の上、決定すること。
- ③契約後の旅費の値上げは認めない。但し、航空運賃等の公共料金の値上げによって生じた差額については教育委員会と協議すること。
- ④語学研修に係る食費やテキスト代等、生徒個人の使用に関する費用については、保護者負担とし、旅費には含めないこと。ただし施設等の費用に含まれている場合は、その限りではない。
- ⑤宿泊に係る費用については、宜野湾市職員等の旅費に関する条例に定める額を上回らない宿泊施設を選定すること。

(8) キャンセル料について

- キャンセル料が発生する期日や金額の割合等について明記すること。

(9) その他

- ①諸状況により、令和6年度本事業を宜野湾市教育委員会の判断で中止することもあり得ることを了承すること。
- ②健康、安全面やメンタルのケア、心得等を目的とした事前説明会を実施すること。
- ③研修期間中は、他の市町村研修団体との重複した行動は避けること。
- ④本事業は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用しており、旅費の支払いについては、原則、事業終了後となること（ただし、必要性が認められる場合に限り一部概算払いが可能であり、本市教育委員会と相談の上決定すること）また、国会及び市議会において当初予算案が否決された場合や、本事業の交付決定がなされなかった場合、交付決定額に変更のあった場合は、契約を締結しないことがあり得ることを了承すること。